

福岡市工事成績評定委員会要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、福岡市請負工事成績評定要領（平成15年4月1日財政局長決裁。以下「要領」という。）第10条第3項に規定する福岡市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 要領第10条に規定する説明請求に対する回答を行うとき。
- (2) その他工事成績評定の運用に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、下記に掲げる職にある者を委員として構成する。

- (1) 財政局技術監理部長
- (2) 財政局技術監理部検査課長
- (3) 財政局技術監理部技術監理課長
- (4) 財政局財政部契約監理課長
- (5) 財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課長
- (6) 道路下水道局建設部建設推進課長
- (7) 当該工事の担当課長
- (8) その他委員長が指名したもの。

(委員会の組織)

第4条 委員会の組織は、下記のとおりとする。

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、財政局技術監理部長とする。
- (3) 副委員長は、財政局技術監理部検査課長とする。
- (4) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、財政局技術監理部検査課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱を平成21年7月3日に改正する。

この要綱を平成22年5月11日に改正する。

この要綱を平成25年11月20日に改正する。

この要綱を平成26年4月16日に改正する。